

建設工事における配置技術者について

平成28年 6月28日

平成29年 5月 1日 改正

令和 5年 4月 1日 改正

第1 現場代理人・主任技術者

1 現場代理人

- (1) 工事を施工する際に受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行う者であり、工事現場に「常駐」する必要があります。
- (2) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係である必要があります。
- (3) ここでいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

2 現場代理人の常駐

- (1) 現場代理人に求められる「常駐」とは、現場施工の稼働中は、特段の支障がない限り工事現場に常時継続的に滞在し、発注者との協議に支障をきたさないようにすることをいいます。

3 主任技術者

- (1) 工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者であり、建設業法第26条等で義務付けられています。
- (2) 直接具体的な工事に密接に関与し、細かな指示を与える者であり、作業時には現場にいる必要があります。
- (3) 公共工事では、工事1件の請負代金の額が **4,000万円**（建築一式は **8,000万円**）以上や入札公告で専任を求めている場合は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています。
- (4) 現場代理人と同様に請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係である必要があります。

4 主任技術者の専任

- (1) 主任技術者に求められる「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務に従事することで、原則として工事現場に常駐することが求められますが、発注者との協議等のために工事現場から離れることは認められています。

- (2) 公共工事で受注額（下請も同様）が **4,000 万円** 以上の場合、入札公告で専任を求めている場合は「専任」の義務があります。
- 5 恒常的な雇用関係
- (1) 「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいいます。
- 6 現場代理人の重複
- (1) 現場代理人は契約単位で配置する必要があり、原則として重複は認めていません。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事することを発注者が認める場合があります。詳細は「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」で確認をお願いします。
- 7 主任技術者の重複
- (1) 請負額が **4,000 万円**（建築一式は **8,000 万円**）未満で「専任」の必要でない主任技術者の重複は可能です。（建設業法）
ただし、兼任が許されるという意味であり専任を要する工事の場合と主任技術者の職務が異なるわけではありません。
したがって、建設業法第26条の3に定めた技術者の職務を誠実に履行する必要があります。
- (2) 請負額が **4,000 万円**（建築一式は **8,000 万円**）以上（下請の場合でも同様）の技術者は「専任」の必要があり、重複は認められません。しかしながら、相互に密接に関連する工事の場合は重複が認められることがあります。（建設業法施行令第27条第2項）ただし、この考え方は、「監理技術者」には適用されません。詳細は「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」で確認をお願いします。
- 8 専門技術者
- (1) 土木工事業や建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。
- (2) たとえば、建築一式工事を施工する場合で、大工工事、屋根工事、内装仕上げ工事、電気工事、管工事等のような一式工事の内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について専門技術者を置かなければなりません。
- (3) それができない場合には、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければなりません。
- (4) これは、土木工事業又は建築工事業の主任技術者又は監理技術者は、一式工

事を総合的に指導、監督するもので、その機能はむしろ総合的な工事を的確に施工するには、施工実務の経験を有する専門技術者を置いて管理を行わせることが必要であるためです。

- (5) この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に置かなければならないということではありません。
- (6) 要件が備わっていれば一式工事の主任技術者又は監理技術者が兼ねることができます。
- (7) また、建設業者は許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても前述の場合同様、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

9 現場代理人・主任技術者の拘束期間

- (1) 現場代理人及び主任技術者の拘束期間（工事現場での常駐・専任が必要な期間）は、基本として完成検査完了日までとし、コリンズ竣工登録時の従事期間も完成検査完了日までとしてください。

なお、完成検査完了日とは完成検査受験日となります。ただし、検査での指摘事項、手直し等がある場合は、監督職員がその履行を確認した日です。

第2 経営管理責任者・専任技術者と現場代理人・主任技術者との兼務

1 経営管理責任者

- (1) 「経営管理責任者」とは、建設業法において、一般建設業にあつては第7条第1号、特定建設業にあつては第15条第1号で定める「経營業務の管理責任者」をいいます。

2 専任技術者

- (1) 「専任技術者」とは、建設業法において、一般建設業にあつては第7条第2号、特定建設業にあつては第15条第2号で定める「専任技術者」をいいます。（一般的にいう「営業所専任技術者」のことを指します。）

	現場代理人 (常駐)	主任技術者（監理技術者含む）	
		専任工事 (請負額 4,000 万円以上)	非専任工事 (請負額 4,000 万円未満)
経営管理責任者	可 (○)	可 (○)	可 (○)
専任技術者	不可 (×)	不可 (×)	可 (○)

第3 現場代理人・主任技術者等の変更

1 現場代理人

- (1) 配置技術者等と兼任でない場合、当該工事の入札申込日を基準とした「恒常的な雇用関係」等、現場代理人の要件を満たしていれば、変更は可能です。事前に変更理由を届けて、業務に支障のないよう円滑な引継を行ってください。

2 配置技術者

- (1) 監理技術者制度運用マニュアル（最終改定令和4年12月23日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は、原則として認めません。

- (2) 受注者からの協議により例外的に認める基準

ア 工事現場の専任義務を要する工事

請負額 4,000 万円（建築一式は 8,000 万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当し、かつ、下記「ウ」の条件を満足する場合には限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

(ア) 死亡

請負者から「当該技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。（当該者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

(イ) 病気等

請負者から「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに職場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限る。

(ウ) 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

(エ) 転勤

単なる請負者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（当該者の申立等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。）

(オ) 発注者の責による工期延期

大幅な工期延期の場合は認める。※1 ※2

(カ) 現場条件による工期延期

大幅な工期延期の場合は認める。※3

(キ) 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一次中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

イ 工事現場の専任義務を要しない工事

請負額 **4,000万円**（建築一式は **8,000万円**）未満の工事については、下記の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記（1）と同様の取扱いとします。

ウ 技術者の変更が認められる場合の共通条件

（ア） 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

（イ） 交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件に適合している等）以上に確保されること。

（ウ） 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

※重複配置期間の基準

a トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上：1ヶ月

b 「a」以外で工事の残工期が6ヶ月以上：1週間

c 「a」, 「b」以外：1日